

事業報告

(2006年4月1日から2007年3月31日まで)

1. 企業の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社は、高速道路事業(第二東名・第二名神などの整備による信頼性の高いネットワークの形成、大都市圏を結ぶ東名・名神・中央道などの重交通路線を常時安心してご利用いただくための保全・サービスなど)及び関連事業(サービスエリアでのお客様満足の向上、地域に密着した新たな事業展開など)を通じて、地域の発展と暮らしの向上、更に広く日本経済全体の活性化に貢献していくことを使命としています。

さて、当会計年度におけるわが国の経済は、全体的に企業業績が好調であり、設備投資の拡大が続くとともに雇用情勢も改善傾向にあるなど、景気は総体として回復基調にありました。これら好調な景気を背景として、当社が管理する高速道路の交通量も前年度を上回り、堅調に推移しました。

こうした中、2006年度の事業については、建設コストの更なる削減、管理コストの2005年度までの2002年度比3割削減の維持・推進、また、民営化以前の割引に加え、高速国道通行料金の平均1割程度の料金割引を行いつつ、2006年3月31日付で国土交通大臣より認可を受けた平成18営業年度(2006年度)事業計画(注)に基づき実施しました。

事業別の状況は、以下のとおりです。

(注)事業計画の高速道路事業に係る部分は、高速道路株式会社法第6条の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と締結した協定(以下「協定」という。)の内容に従っています。

【高速道路事業】

高速道路事業については、信頼性の高い高速道路ネットワークの構築と、良好な管理により安全で安心できる高速道路の提供に努めて参りました。

建設事業については、首都・中部・近畿の大都市圏間の経済・文化の交流を活性化させ、同時に沿線地域の生活を支えることを目的として、高速道路ネットワークの整備を図って参りました。

2006年度においては、2006年12月16日に、中部横断自動車道増穂インターチェンジ～南アルプスインターチェンジ間6.2kmを開通させました。

保全・サービス事業については、日本の東西基幹交通を担う大動脈である東名・名神高速道路をはじめ、沿線地域のみなさまの生活を支える高速道路を管理・運営し、お客様に満足していただけるサービスを24時間365日提供することにより、安全で利用しやすい高速道路の実現に向けた取り組みを続けて参りました。

具体的には、安全・快適な走行環境の確保のために、水はねの少ない高機能舗装区間を

拡大するとともに、工事規制の削減を目指し工事の集約化を図って参りました。また、災害に強い道路づくりとして耐震補強の更なる推進を図るとともに、すべてのお客様がご利用しやすい休憩施設を目指し休憩施設におけるバリアフリーを行うと共にお手洗いのリフレッシュ、便器の洋式化、既設お手洗いのクリーニング、滑り止めを実施し、環境の保全、地域との調和を目指し本線中央分離帯部やインターチェンジループ部などの樹木剪定や草刈等を実施することにより、道路機能を保持するとともに道路景観の向上を図りました。

さらに、高速道路をご利用されるお客様の利便性を向上するために、料金所渋滞の緩和、料金所周辺の環境改善及びキャッシュレス化によるお客様の利便性向上などを目的として、2001年度より全国でサービスが開始された ETC については、更なる普及・利用促進を図りました。

具体的には、ETC 設備の増設及びスマート IC 3 箇所本格導入のほか車載器購入支援や料金サービスとして ETC 車載器リース制度やマイレージポイントプレゼントなどの車載器購入支援、高速道路のサービスエリア及び大型商業施設における ETC ワンストップサービス、地元観光協会等と連携を図り企画割引など様々なキャンペーンや PR を実施しました。

このように一人でも多くのお客様に ETC をご利用いただくための取組みの結果、ETC 利用率については 2006 年度月平均最大利用率で 69% (2007 年 2 月) また休日を除く平日での月平均利用率では 72% (2007 年 2 月) となりました。

【関連事業】

関連事業については、2006 年 4 月 1 日に財団法人ハイウェイ交流センター及び財団法人道路サービス機構 (現財団法人高速道路交流推進財団) から、当社の事業範囲におけるサービスエリア事業・高架下事業に係る建物、建物附属設備、構築物その他の資産を譲り受け、同日事業を開始しました。

以降、サービスエリア事業については、同事業の運営子会社である中日本エクシス株式会社と一体となって、「より快適」「より便利」「より楽しい」サービスエリアの実現に向け、新しいサービスエリアの創造を推進しました。

その結果、2006 年 10 月には「スターバックスコーヒー」を、東名高速道路足柄サービスエリア(上り線)に高速道路では初出店したのを皮切りに 5 店舗開店するとともに、2006 年 12 月に東名高速道路浜名湖サービスエリアにデザートショップ「ドナテロウズ」、2007 年 3 月に、東名高速道路足柄サービスエリアにコンビニエンス・ストアを上下線に計 2 店舗オープンし、市中で人気の店舗の配置を進めました。

また、2006 年 11 月には、地元の料亭などに働きかけて開発した高級弁当「速弁(はやべん)」を、東名高速道路上郷サービスエリアをはじめとする 6 サービスエリアで販売したところ、お客様からご好評を頂き、2006 年度末までに 18 サービスエリア、22 種類に販売を拡大し、お客様の思い出に残る高速道路の旅を演出しました。

さらに、2007 年 3 月にはサービスエリアでの宅配取次ぎサービスを、87 サービスエリアで開始し、「より便利な」サービスエリアとしての機能を高めるとともに、インターネット

を通じてサービスエリアの商品を購入できる「NEXCO中日本オンラインモール」をオープンし、より便利にご利用いただけるサービスを開始しました。

一方、新規事業については、高架下スペースを活用した駐車場事業や、無人パーキングエリア・高速バス停への地域社会貢献型自動販売機（遠隔操作により災害時の飲料無償提供が可能な機種）の設置によるサービス向上、飛騨トンネル貫通石を抱いた「招福さるぼぼ」などのオリジナル商品の企画・販売、設計要領などの出版、新直轄区間における技術支援業務の受注など、比較的风险の低い事業分野から事業化を進めて参ります。

また、2006年10月からは旅行会社との提携により、当日でも携帯電話で予約可能な宿泊プラン「そく・やど」を企画、2007年度からの旅行業への進出に向けたマーケティングを実施しています。さらに、2007年4月からはETC企画割引と「そく・やど」宿泊プランとの連携を進めて参りました。

あわせて、現在建設中もしくは計画中の休憩施設についても、将来の多種多様なサービスを目指す、基本的な検討を開始しました。

さらに、2007年2月には提携会員カード「プレミアムドライバーズカード」を発行し、高速道路やサービスエリアをご利用されるお客様へのサービスの質の向上に努めるなど、新しい事業分野においても積極的に事業化を進めて参りました。

【当期の業績】

当期の業績については、営業利益は、12,996百万円となりました。このうち、高速道路事業営業利益は、計画を上回る堅調な料金収入と、暖冬による雪氷対策費の減少など道路管理費用が計画を下回ったことが重なって、「協定」で取り決めた道路資産賃借料を差し引いた後、9,712百万円を計上することができました。関連事業営業利益は、道路休憩所（サービスエリア）事業を中心に3,284百万円を計上することができました。

以上により、税引前当期純利益は13,811百万円、所要の法人税等を差し引いた当期純利益は8,011百万円となり、前期に引き続き計画を上回る結果となりました。

(2) 設備投資等の状況

当期における設備投資総額は 22,506 百万円となります。

当期に完成した主要な設備は以下のとおりです。

- ・ 中部横断自動車道 増穂インターチェンジから南アルプスインターチェンジの開通に伴う料金徴収施設の新設（南アルプス本線料金所 ETC 設備 3 レーン、トールゲート新築）
- ・ 交通量の多い東名高速道路などの料金所における ETC レーン増設（26 レーン）
- ・ ETC カード未挿入によるバー接触を防止するためのお知らせアンテナの新設（28 箇所）
- ・ ETC レーン内事故防止のため「お知らせ表示板」、「信号」等をアイランド上で操作する装置等の新設（327 レーン）

(注 1) 高速道路事業に係る資産の帰属及び債務の引受については、日本道路公団等民営化関係法施行法第 13 条に基づき国土交通大臣が定めた「権利及び義務の承継に関する基本方針」に規定する会社が承継する資産（料金徴収施設、車両など）以外は、工事完了日の翌日をもって機構に資産が帰属し、債務については、機構が引受（重畳的債務引受）することとなっております。上記設備投資については、機構に承継される資産（仕掛道路資産）に関するものは含まれておりません。

なお、機構に承継される資産の当期における増加総額は 268,061 百万円となります。

(注 2) 当期における設備投資総額には、財団法人ハイウェイ交流センター及び財団法人道路サービス機構（現財団法人高速道路交流推進財団）から譲り受けた資産 15,593 百万円を含みます。

(3) 資金調達状況

当期の道路建設事業資金に充てるため、次のとおり政府保証債及び社債（財投機関債）を発行するとともに、23 金融機関から借入れを行い、総額 244,840 百万円を調達しました。なお、第 1 回社債（財投機関債）については、株式会社格付投資情報センター（R & I）より A A A の格付けを取得しております。

内訳については以下のとおりです。

| 種 別 | 発行日 (契約締結日) | 発行額 (借入額) |
|--|------------------|----------------|
| 第 5 回政府保証債 (10 年債) | 2006 年 5 月 22 日 | 20,000 百万円 |
| 第 6 回政府保証債 (10 年債) | 2006 年 6 月 16 日 | 30,000 百万円 |
| 第 7 回政府保証債 (10 年債) | 2006 年 7 月 18 日 | 10,000 百万円 |
| 第 8 回政府保証債 (10 年債) | 2006 年 8 月 14 日 | 10,000 百万円 |
| 第 9 回政府保証債 (10 年債) | 2006 年 10 月 16 日 | 20,000 百万円 |
| 第 10 回政府保証債 (10 年債) | 2006 年 11 月 20 日 | 20,000 百万円 |
| 第 11 回政府保証債 (10 年債) | 2006 年 12 月 18 日 | 10,000 百万円 |
| 第 12 回政府保証債 (10 年債) | 2007 年 1 月 23 日 | 20,000 百万円 |
| 政府保証債 計 | | 140,000 百万円 |
| | | |
| 第 1 回社債 (財投機関債) (7 年債) | 2007 年 3 月 13 日 | 25,000 百万円 |
| 社債 (財投機関債) 計 | | 25,000 百万円 |
| | | |
| 金銭消費貸借契約 (7 年) 株式会社みずほコーポレート銀行他 22 金融機関 | 2006 年 12 月 11 日 | 39,920 百万円 |
| 金銭消費貸借契約 (7 年) 株式会社みずほコーポレート銀行他 22 金融機関 | 2007 年 3 月 14 日 | 39,920 百万円 |
| 金銭消費貸借契約 計 | | 79,840 百万円 |
| | | |
| 合計 | | 244,840 百万円 |

また、当社は、2007 年 5 月 9 日に、第 13 回政府保証債 (10 年債、発行額 20,000 百万円) を募集する予定としております。

(4) 対処すべき課題

当社は、民営化の三つの目的「確実な債務返済」「効率的な道路建設」「お客様サービスの向上」を、透明で健全な経営と徹底したコスト意識で必ず実現します。そのために「良い会社で、強い会社」になることを目指します。

当社の経営を安定軌道に乗せ、長期的な発展を目指すために、2006年度から2010年度までの5年間で「経営基盤を確立する期間」と位置付けた『チャレンジV みちの明日へ（長期・中期・年度経営計画）』（2006年4月策定）について、これまでの経過を踏まえ向こう4年間の施策等を中心に、2007年4月に内容の一部見直しを行いました。今後、4年間に実施する主な施策は以下のとおりです。

【全社共通施策】

・お客様第一の徹底、地域との連携

広報活動を強化し、お客様とのコミュニケーションを大切にします。また、企業の社会的責任（CSR）を果たし、社会的信頼を高めます。

CS（お客様満足度）の向上をめざし、全社的に体制を整備します。

環境マネジメントに取り組みます。

第二東名リーディングプロジェクト（仮称）を推進します。（注）

地域社会に貢献し、地域に親しまれる企業をめざします。

技術開発を促進し、知的財産の蓄積・活用を図ります。

海外事業展開に向け、検討を進めます。

（注）国土形成上特に重要な交通基盤施設である第二東名高速道路について、現東名高速道路の渋滞緩和といった補完機能にとどめることなく、わが国の最先端技術を活用した道路交通システムや、先進的なサービス・メンテナンスの導入検討、新規休憩施設の展開や周辺地域を含めた開発プロジェクトなどの検討を組織横断的に実施する取組み。

・連結経営の促進、経営管理体制の確立

子会社・関連会社を含めグループ経営を促進します。

コーポレート・ガバナンスを強化し、徹底して公正・透明な経営を行います。

社員の「やりがい」を向上させるとともに、「チャレンジ精神」の更なる醸成を図っていきます。

ITマネジメント体制を確立し、IT化を推進するとともに、情報セキュリティ対策の強化を図ります。

資金の自主調達を着実に拡大させます。

【高速道路事業施策】

機構と締結した「協定」の完成年度、事業費の範囲で事業を進めるのはもちろんのこと、地域の期待に応えられるよう、地域の協力を得ながら『早期開通』に努め、2006年度から2010年度までの間に、100kmの高速道路を新規に開通させます。

建設コスト・管理コストの削減に取り組みます。

品質管理・安全管理に関する取組みを進めます。

ネットワーク機能の向上や安全対策、渋滞対策のため、4車線化などの車線増設や渋滞時の迅速な情報提供などを行います。

スマートインターチェンジ（サービスエリア接続型）の完成などにより、高速道路の利便性向上を図ります。

水はねの少ない舗装（高機能舗装） 美しいお手洗いの整備など、安全・快適な道路環境の確保や環境対策を実施します。

E T Cの普及・利用促進及び各種割引の充実を図ります。

アウトカム指標を用いた事業目標を設定し、効果的・効率的な事業運営に努めます。

【関連事業施策】

商品・サービスの提供について、コンビニエンス・ストアの導入などの「標準化」や、地域の特色に応じた「個性化」をさらに進め、より便利なサービスエリアを実現します。

主要なサービスエリアを中心に大規模改良計画を進め、ショッピングセンターとしての機能の向上を図ります。併せて、営業施設内のバリアフリー化を推進します。

地域のお客様にもサービスエリアをご利用いただけるよう、一般道との出入口などおもてなしの環境を整備し、地域のお客様に愛されるサービスエリア作りを進めます。

道路、営業施設、観光などの各種案内や救急アシストなどホスピタリティをもって行う「エリア・コンシェルジュ」を配置し、CSの向上を図ります。

第二東名など、今後開通する区間において、地方自治体や企業などとの連携を図りながら新しいコンセプトのサービスエリアの企画を進めます。

会員カード「プレミアムドライバーズカード」について、発行開始後5年間に会員数50万人を目指してその普及促進を図り、高速道路やサービスエリア・パーキングエリアをご利用されるお客様へのサービスの質の向上に努めます。

新ウェブサイト「高速日和」を基盤として旅行業や物販など、あらゆる関連事業の可能性を追求しながら新規事業の企画・開発を推進していきます。

高速道路の高架下スペースなどを活用した事業の企画・開発を推進していきます。

既存の物流拠点の利用促進を図るとともに、地方自治体や企業などとの連携を図りながら新たな物流拠点などの整備を進めます。

蓄積した技術・ノウハウを活かし、コンサルティング業務を行います。

当社は、全社一丸となってこれらの施策を実行することにより、国民やお客様の信頼確保に努め、民間会社としての経営基盤の確立を図ってまいり所存です。

(5) 財産及び損益の状況の推移

| 区分 \ 期別 | 2005年度 第1期 (2005年10月1日 ~2006年3月31日) | 2006年度 第2期(当期) (2006年4月1日 ~2007年3月31日) |
|------------|---|--|
| 営業収益 | 359,611 百万円 | 671,735 百万円 |
| 経常利益 | 23,591 百万円 | 14,099 百万円 |
| 当期純利益 | 11,903 百万円 | 8,011 百万円 |
| 1株当たり当期純利益 | 91円57銭 | 61円63銭 |
| 総資産 | 814,169 百万円 | 980,299 百万円 |

(注) 当期は設立第2期にあたるので、第1期及び当期のみの表示としており、前2年間の記載は省略しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 重要な子会社の状況

| 会社名 | 所在地 | 資本金 | 議決権比率 | 主要な事業内容 |
|------------------|-------------|--------|-------|-------------------------------------|
| 中日本エクシス株式会社 | 愛知県 名古屋市 | 45 百万円 | 100% | 当社が管理する高速道路のサービスエリアにおける飲食・物販・不動産賃貸業 |
| 中日本エクストール横浜株式会社 | 神奈川県 横浜市 | 50 百万円 | 100% | 横浜支社及び八王子支社管内の高速道路の料金收受業務 |
| 中日本エクストール名古屋株式会社 | 愛知県 名古屋市 | 50 百万円 | 100% | 中部地区及び金沢支社管内の高速道路の料金收受業務 |

(2) 企業結合の経過

当社が行う高速道路事業の根幹をなす料金收受業務については、当社グループ内で一体的に実施するために、2006年10月30日に当社が100%出資して中日本エクストール横浜(株)及び中日本エクストール名古屋(株)を設立しました。

なお、両社は2007年4月1日から事業を開始しました。

(3) 企業結合の成果

上記の重要な子会社の売上高及び当期純利益(当期純損失)は以下のとおりとなりました。

| | | |
|-----------------|----------------|-----------------|
| 中日本エクシス(株) | 売上高 25,721 百万円 | 当期純利益 3,474 百万円 |
| 中日本エクストール横浜(株) | 売上高 0 円 | 当期純損失 26 百万円 |
| 中日本エクストール名古屋(株) | 売上高 0 円 | 当期純損失 13 百万円 |

(4) その他の重要な企業結合の状況

| 会社名 | 所在地 | 資本金 | 議決権比率 | 主要な事業内容 |
|----------------------|------------|-----------|-------|---|
| 北陸高速道路ターミナル株式会社 | 石川県 金沢市 | 1,156 百万円 | 24.5% | トラックターミナル、貨物保管施設及びこれに附帯する施設の建設、管理並びに賃貸事業 |
| 株式会社 N E X C O システムズ | 東京都 台東区 | 50 百万円 | 33.3% | 高速道路 3 会社 (当社・東日本高速道路(株)・西日本高速道路(株)) の料金計算等の基幹システムの運用管理 |

当社は、2007 年 2 月 20 日に、当社、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)の料金、経理、人事、給与等の基幹システムの運用管理を実施していた(株)高速道路計算センターの株式 28,300 株を 42 百万円で取得しました。

なお、(株)高速道路計算センターは 2007 年 3 月 1 日に(株)N E X C O システムズに商号を変更しております。

(7) 主要な事業内容

当社は愛知県外 1 都 10 県の高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うことなどにより、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として以下の事業を実施しています。

(1) 高速道路事業

信頼性の高い高速道路ネットワークを構築するとともに、良好な保全・サービスにより、安全で安心できる高速道路を提供します。

(2) 関連事業

「より快適」「より便利」「より楽しい」サービスエリアを実現するとともに、あらゆる関連事業の可能性を追求しつつ、新しいビジネスの企画・事業化を推進していきます。

(8) 主要な営業所

本社（愛知県名古屋市）

支社等

中部地区支配人（愛知県名古屋市）(注1) 横浜支社（神奈川県横浜市）

八王子支社（東京都八王子市） 金沢支社（石川県金沢市）

東京事務所（東京都港区） 中央研究所（東京都町田市）(注2)

工事事務所 19 箇所、保全・サービスセンター 24 箇所、技術事務所 2 箇所、
緑化技術センター

(注1) 中部地区支配人は、2007 年 4 月 1 日付で名古屋支社に名称を変更しました。

(注2) 中央研究所は、当社、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)の共同新設分割により、2007 年 4 月 2 日付で株式会社高速道路総合技術研究所となりました。

(9) 従業員の状況

| 従業員数 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---------|--------|--------|
| 2,270 人 | 41.6 歳 | 19.5 年 |

(注) 1. 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の 100 分の 10 未満であるため記載を省略しております。

2. 平均勤続年数は、日本道路公団における勤続年数を通算した年数を示しております。

(1 0) 主要な借入先及び借入額

| 借入先 | 借入金残高 | 借入先が有する当社の株式 | |
|-----------------|-------------|--------------|-------|
| | | 持株数 | 議決権比率 |
| 財務大臣 | 195,357 百万円 | 59,118 株 | 0.05% |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 33,547 百万円 | ----株 | ----% |
| 株式会社三菱東京 UFJ 銀行 | 25,837 百万円 | ----株 | ----% |
| 株式会社三井住友銀行 | 25,568 百万円 | ----株 | ----% |
| 農林中央金庫 | 22,913 百万円 | ----株 | ----% |
| 信金中央金庫 | 22,871 百万円 | ----株 | ----% |

(注)借入金残高については、単位未満切捨で記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数

- (1) 会社が発行する株式の総数 520,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 130,000,000 株
- (3) 株主数 2名
- (4) 大株主の状況

| 株主名 | 当社への出資状況 | | 当社の大株主への出資状況 | |
|--------|---------------|--------|--------------|--------|
| | 持株数 | 議決権比率 | 持株数 | 出資比率 |
| 国土交通大臣 | 129,940,882 株 | 99.95% | ---- 株 | ---- % |
| 財務大臣 | 59,118 株 | 0.05% | ---- 株 | ---- % |

3. 新株予約権等に関する事項

特に記載すべき事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

| 会社における地位 | 氏名 | 担当 |
|----------|--------|---|
| 代表取締役 会長 | 矢野 弘典 | 会社の経営の総理 |
| 代表取締役 社長 | 高橋 文雄 | 会社の業務の統括執行、会長に事故ある場合または欠員の場合の職務代行、コーポレート部門（情報システム部）担当、高速道路事業部門（建設事業本部及び保全・サービス事業本部）担当 |
| 専務取締役 | 山本 正明 | 社長補佐、社長に事故ある場合の職務の代行、コーポレート部門（監査部、経営企画部、経理部、人事部及びグループ管理部）担当 |
| 常務取締役 | 別府 正之助 | コーポレート部門（契約審査部及び総務部）担当 |
| 常務取締役 | 原田 裕 | 関連事業本部長 |
| 監査役（常勤） | 高橋 達治 | |
| 監査役（常勤） | 西山 巍 | |
| 監査役（非常勤） | 川口 文夫 | |
| 監査役（非常勤） | 石塚 博司 | |

- (注) 1. 西山巍氏、川口文夫氏及び石塚博司氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
2. 西山巍氏は、米国トヨタ自動車販売株式会社上級副社長兼財務役、株式会社東海理化電機製作所代表取締役専務取締役を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 川口文夫氏は、中部電力株式会社の代表取締役会長であり、同社の常務取締役名古屋支店長、代表取締役社長を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 石塚博司氏は、大学教授として長年会計学を研究しており、早稲田大学商学部長、同大会計研究所長を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 他の法人等の代表状況

| 会社における地位 | 氏名 | 兼任先及び兼任内容 |
|----------|-------|---------------------|
| 常務取締役 | 原田 裕 | 中日本エクシス株式会社 代表取締役社長 |
| 監査役（非常勤） | 川口 文夫 | 中部電力株式会社 代表取締役会長 |

(注) 川口文夫氏は、2007年5月22日に社団法人中部経済連合会会長に就任いたしました。

(3) 取締役及び監査役に支払った報酬等の額

| 区分 | 取締役 | | 監査役 | | 計 | |
|-----------------------|----------|-------------|----------|-------------|----------|--------------|
| | 支給 人員 | 支給額 | 支給 人員 | 支給額 | 支給 人員 | 支給額 |
| 定款または株主総会 決議に基づく報酬 | 6名 | 91,295,562円 | 4名 | 36,757,448円 | 10名 | 128,053,010円 |
| 株主総会決議に基づ く退職慰労金 | 1名 | 1,441,360円 | | | 1名 | 1,441,360円 |
| 計 | | 92,736,922円 | | 36,757,448円 | | 129,494,370円 |

(注) 1. 創立総会決議による報酬限度額は次のとおりです。

取締役 年額 200百万円以内 (2005年9月28日創立総会決議)

監査役 年額 70百万円以内 (2005年9月28日創立総会決議)

2. 取締役の報酬支給人員には、当期中に退任した取締役1名(近藤剛氏<2006年6月27日退任。退任時役職は代表取締役会長>)が含まれています。

3. 取締役及び監査役の個人別報酬額は次のとおりです。なお、矢野弘典氏の報酬額は当社代表取締役就任(2007年6月27日)後、西山巍氏の報酬額は当社監査役就任(2007年6月27日)後の報酬を記載しております。また、原田裕氏の報酬額には、中日本エクス株式会社からの報酬額は含まれておりません。

| 会社における地位 | 氏名 | 報酬額 |
|--------------|-------|--------------|
| 代表取締役 会長 | 矢野弘典 | 18,297,830円 |
| 代表取締役 社長 | 高橋文雄 | 22,347,201円 |
| 専務取締役 | 山本正明 | 18,058,992円 |
| 常務取締役 | 別府正之助 | 17,401,992円 |
| 常務取締役 | 原田裕 | 10,678,496円 |
| 代表取締役 会長(退任) | 近藤剛 | 4,511,051円 |
| 取締役 計 | | 91,295,562円 |
| 監査役(常勤) | 高橋達治 | 16,744,992円 |
| 監査役(常勤) | 西山巍 | 12,812,456円 |
| 監査役(非常勤) | 川口文夫 | 3,600,000円 |
| 監査役(非常勤) | 石塚博司 | 3,600,000円 |
| 監査役 計 | | 36,757,448円 |
| 取締役及び監査役 合計 | | 128,053,010円 |

(4) 各社外役員の主な活動状況

| 会社における地位 | 氏名 | 主な活動状況 |
|----------|-------|---|
| 監査役(常勤) | 西山 巍 | 2006年6月27日就任後に開催された取締役会15回のうち15回に出席し、また就任後に開催された監査役会9回のうち9回に出席し、必要に応じ、経営全般について発言を行っております。 |
| 監査役(非常勤) | 川口 文夫 | 当事業年度開催の取締役会20回のうち10回に出席し、また事業年度開催の監査役会13回のうち13回に出席し、必要に応じ、経営全般について発言を行っております。 |
| 監査役(非常勤) | 石塚 博司 | 当事業年度開催の取締役会20回のうち19回に出席し、また事業年度開催の監査役会13回のうち12回に出席し、必要に応じ、主に会計学者としての専門的見地から発言を行っております。 |

(5) 社外役員の報酬等の総額

| 区分 | 取締役 | | 監査役 | | 計 | |
|-----------------------|----------|-----|----------|-------------|----------|-------------|
| | 支給 人員 | 支給額 | 支給 人員 | 支給額 | 支給 人員 | 支給額 |
| 定款または株主総会 決議に基づく報酬 | | | 3名 | 20,012,456円 | 3名 | 20,012,456円 |

5.会計監査人に関する事項

(1) 名称

新日本監査法人

(2) 報酬等の額

当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額

| | |
|-------------------------------------|----------|
| 1) 公認会計士法第2条第1項の業務の対価として支払うべき額 | 41,000千円 |
| 2) 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の対価として支払うべき額 | 8,000千円 |

合 計

49,000千円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、上記1)の金額には証券取引法に基づく監査の報酬の額を含めております。

2. 上記2)の業務の内容は、当社は、会計監査人に対し公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である普通社債発行にかかるコンフォートレター作成業務等を委託し対価を支払っております。

当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額 56,800千円

(3) 解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

6.業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容

当社が「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」として取締役会で決議した事項は、次のとおりであります。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規則を制定の上、文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存します。株主総会議事録及び取締役会議事録については、総務部において永年保存することとし、その他の取締役の職務執行に係る文書等についても、同規則に基づいて適正に保存・管理します。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全・安心な高速道路の提供を使命とする道路事業者として、災害・事故等のクライシス・リスクに対する危機管理体制を強化するため、担当取締役の下、危機管理役を設置するとともに、迅速かつ的確な対処を行うための体制・要領等を整備します。また、環境、コンプライアンス、情報セキュリティ、財務等に係るその他のリスクについても、それぞれの担当部署において規則の制定、体制の整備、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うとともに、経営企画部においてグループ全体のリスクを組織横断的に統括します。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例の取締役会を月1回開催し、重要事項について決定するとともに、取締役の職務執行状況を監督します。併せて、取締役会の機能強化と経営効率の向上のために、全取締役及び常務執行役員をメンバーとする経営会議を月2回開催し、重要事項について討議します。また、業務執行上の課題について討議するための執行会議（全取締役、全執行役員及び支社等の長）と、全社方針等の徹底・意見交換のための幹部会（全取締役、全執行役員、支社等の長及び本社部長等）も、本社及び各支社等で定期に開催します。なお、監査役は、これらの全ての会議に出席できるものとします。また、業務運営に当たって、執行役員制を導入することにより、意思決定・監督機能と執行機能を分離し、取締役会としてのチェック機能を強化します。併せて、職務の執行に関する権限と責任を明確にするために、職務権限・責任規程を制定するとともに、長期（5年）・中期（3年）・年度経営計画を策定し、全社及び部門別の目標を設定の上、経営管理システムを用いて業績管理を行います。

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

代表取締役会長の諮問機関として、外部有識者を主体とする人事・倫理委員会を設置し、高度な倫理観確立のための体制・制度の整備や当社に重大な影響を及ぼすおそれのあるコンプライアンス上の問題について審議します。また、取締役及び使用人が法令、定款及び社会規範を遵守するために、倫理行動規範をはじめとするコンプライアンスに関する規程

等を制定します。併せて、その徹底を図るため、各部門が進めるコンプライアンスの取組みに対して、総務部が組織横断的に統括し、啓発・支援等を行います。また、社内における法令や規程等の違反行為に対して、使用人が通常の業務ラインとは別に報告を行うことができる手段として「コンプライアンス相談窓口」を設置・運営します。入札契約手続きについては、その透明性・公正性を高めるために、道路工事等の入札契約機関である支社等毎に、外部有識者からなる入札監視委員会を設置します。

当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制（注）

当社は、グループとしての企業価値の最大化を図る観点から、グループの基本方針を示すとともに、子会社（取締役会非設置会社）の重要な経営事項について、当社の取締役会で決議又は経営会議で審議・承認すること等により、子会社の経営管理・業績評価を実施します。また、コンプライアンスをはじめとする子会社の各種規程等についても、当社の経営会議で審議・承認し、グループとしての法令遵守体制・リスク管理体制を構築します。監査部は、当社及び当社グループにおけるこれらの取組み状況を監査し、定期的に経営会議に報告します。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査業務を補助するため、監査役スタッフとして法律知識、税務・会計知識、技術関連知識を有する専任の使用人を必要数配置します。また、監査を適正に行う上で高度な法律知識・能力、会計知識・能力等を特に必要とする場合にあっては、弁護士、公認会計士等の専門家を活用できるものとします。

監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役スタッフは、特段の理由がない限り監査役直属であり、監査役の指揮命令に服するものとします。また、その人事異動、人事評価、懲戒処分に関しては、常勤監査役の同意を必要とするものとします。

取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、重要な施策の決定、取締役及び使用人の不祥事、重大な訴訟の提起、内部監査の実施状況等について、定期又は臨時に監査役へ報告します。また、監査役が、当社及び当社グループの重要会議に適宜出席できるようにするとともに、重要な決裁・報告等の重要書類を随時閲覧できるようにします。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役その他の取締役との間で、定期に意見交換を行います。特に、監査

役の選任について、監査役会の有する提案権や同意権を尊重し、監査役と代表取締役との間で意見交換できる体制を整えます。また、監査役と監査部及び会計監査法人並びに子会社の監査役が緊密な連携を図れるよう定期的に意見交換を行います。

(注) 子会社の機関設計を取締役会設置会社に変更したこと等により、2007年5月14日付で、「当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制」を次のとおり改正しております。

当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループとしての企業価値の最大化を図る観点から、グループの基本方針を示すとともに、子会社の重要な経営事項については、当社と事前に協議を行うこと等により、子会社の経営管理・業績評価を実施します。また、コンプライアンスをはじめとする子会社の各種規程類の制定及び改廃についても、同様に当社への協議事項とし、グループとしての法令遵守体制・リスク管理体制を構築します。

監査部は、当社及び当社グループにおけるこれらの取組み状況を監査し、定期的に経営会議に報告します。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

特に記載すべき事項はありません。

8. 株式会社の状況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

(注) 本事業報告及び附属明細書に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しています。

貸借対照表

2007年3月31日現在

(単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|--------------|--------|---------|
| 資 産 の 部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | | 60,388 |
| 高速道路事業営業未収入金 | | 44,066 |
| 未収入金 | | 16,099 |
| 短期貸付金 | | 30,000 |
| 仕掛道路資産 | | 583,014 |
| 商品 | | 6 |
| 原材料 | | 613 |
| 貯蔵品 | | 809 |
| 受託業務前払金 | | 4,719 |
| 前払金 | | 449 |
| 前払費用 | | 150 |
| 前払消費税 | | 13,688 |
| 繰延税金資産 | | 1,285 |
| その他の流動資産 | | 270 |
| 貸倒引当金 | | 36 |
| 流動資産合計 | | 755,524 |
| 固定資産 | | |
| A 高速道路事業固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 1,429 | |
| 減価償却累計額 | 99 | 1,330 |
| 構築物 | 16,431 | |
| 減価償却累計額 | 839 | 15,592 |
| 機械及び装置 | 44,845 | |
| 減価償却累計額 | 6,335 | 38,509 |
| 車両運搬具 | 5,453 | |
| 減価償却累計額 | 2,457 | 2,995 |
| 工具、器具及び備品 | 5,698 | |
| 減価償却累計額 | 1,692 | 4,006 |
| 土地 | | 211 |
| 建設仮勘定 | 1,867 | 64,513 |
| 無形固定資産 | | 2,575 |
| B 関連事業固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 14,697 | |
| 減価償却累計額 | 890 | 13,807 |
| 構築物 | 4,671 | |
| 減価償却累計額 | 644 | 4,027 |
| 機械及び装置 | 466 | |
| 減価償却累計額 | 102 | 363 |
| 車両運搬具 | 0 | |
| 減価償却累計額 | 0 | 0 |
| 工具、器具及び備品 | 78 | |
| 減価償却累計額 | 11 | 66 |
| 土地 | | 104,292 |
| 建設仮勘定 | 2,680 | 125,237 |
| 無形固定資産 | | 91 |
| C 各事業共用固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 13,237 | |
| 減価償却累計額 | 1,357 | 11,879 |
| 構築物 | 1,563 | |
| 減価償却累計額 | 233 | 1,330 |
| 機械及び装置 | 320 | |
| 減価償却累計額 | 49 | 270 |
| 車両運搬具 | 224 | |
| 減価償却累計額 | 100 | 124 |
| 工具、器具及び備品 | 493 | |
| 減価償却累計額 | 125 | 368 |
| 土地 | | 9,535 |
| 建設仮勘定 | 71 | 23,581 |
| 無形固定資産 | | 2,489 |
| D その他の固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 土地 | 1,028 | 1,028 |
| E 投資その他の資産 | | |
| 関係会社株式 | | 615 |
| 長期貸付金 | | 105 |
| 長期前払費用 | | 2,953 |
| その他の投資等 | | 1,549 |
| 貸倒引当金 | | 535 |
| 固定資産合計 | | 224,205 |
| 繰延資産 | | |
| 道路建設関係社債発行費 | | 568 |
| 繰延資産合計 | | 568 |
| 資 産 合 計 | | 980,299 |

| 科 目 | 金 額 | |
|--------------------|---------|---------|
| 負 債 の 部 | | |
| 流動負債 | | |
| 高速道路事業営業未払金 | 95,823 | |
| 1年以内返済予定長期借入金 | 4,488 | |
| 未払金 | 13,101 | |
| 未払費用 | 1,588 | |
| 預り連絡料金 | 1,737 | |
| 預り金 | 1,325 | |
| 受託業務前受金 | 4,958 | |
| 前受金 | 11,508 | |
| 前受収益 | 645 | |
| 賞与引当金 | 1,413 | |
| ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 | 566 | |
| 回数券戻戻引当金 | 1 | |
| その他の流動負債 | 73 | |
| 流動負債合計 | | 137,233 |
| 固定負債 | | |
| 道路建設関係社債 | 264,289 | |
| 道路建設関係長期借入金 | 328,497 | |
| その他の長期借入金 | 28,834 | |
| 受人保証金 | 7,357 | |
| 退職給付引当金 | 46,439 | |
| 役員退職慰労引当金 | 14 | |
| ETCマイレージサービス引当金 | 8,444 | |
| その他の固定負債 | 1,959 | |
| 固定負債合計 | | 685,836 |
| 負債合計 | | 823,069 |
| 純 資 産 の 部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | 65,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 65,000 | |
| その他資本剰余金 | 6,650 | |
| 資本剰余金合計 | | 71,650 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 高速道路事業積立金 | 11,084 | |
| 別途積立金 | 1,482 | |
| 繰越利益剰余金 | 8,011 | 20,579 |
| 利益剰余金合計 | | 20,579 |
| 株主資本合計 | | 157,229 |
| 純資産合計 | | 157,229 |
| 負債・純資産合計 | | 980,299 |

(注)記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

損益計算書

2006年4月1日から2007年3月31日まで

(単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|--------------|---------|---------|
| ・ 高速道路事業営業損益 | | |
| 1. 営業収益 | | |
| 料金収入 | 610,341 | |
| 道路資産完成高 | 24,087 | |
| その他の売上高 | 1,255 | 635,684 |
| 2. 営業費用 | | |
| 道路資産賃借料 | 465,802 | |
| 道路資産完成原価 | 24,087 | |
| 管理費用 | 136,081 | 625,971 |
| 高速道路事業営業利益 | | 9,712 |
| ・ 関連事業営業損益 | | |
| 1. 営業収益 | | |
| 直轄高速国道事業収入 | 1,202 | |
| 受託業務収入 | 27,059 | |
| 道路休憩所事業収入 | 7,249 | |
| トラクターミナル事業収入 | 119 | |
| その他の事業収入 | 420 | 36,051 |
| 2. 営業費用 | | |
| 直轄高速国道事業費 | 1,166 | |
| 受託業務事業費 | 27,356 | |
| 道路休憩所事業費 | 3,576 | |
| トラクターミナル事業費 | 62 | |
| その他の事業費 | 604 | 32,767 |
| 関連事業営業利益 | | 3,284 |
| 全事業営業利益 | | 12,996 |
| ・ 営業外収益 | | |
| 受取利息 | | 154 |
| 有価証券利息 | | 0 |
| 物品売却益 | | 0 |
| 土地物件貸付料 | | 525 |
| 原因者負担収入 | | 865 |
| 雑収入 | | 688 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | | 621 |
| たな卸資産廃棄損 | | 237 |
| 雑損失 | | 273 |
| 経常利益 | | 1,132 |
| ・ 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | | 195 |
| 前期損益修正益 | | 290 |
| その他特別利益 | | 46 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産売却損 | | 164 |
| 前期損益修正損 | | 225 |
| 偽造ハイウェイカード損失 | | 310 |
| 固定資産評価額調整損 | | 120 |
| 税引前当期純利益 | | 820 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 5,780 | 13,811 |
| 法人税等調整額 | 20 | 5,800 |
| 当期純利益 | | 8,011 |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

2006年4月1日 から 2007年3月31日 まで

(単位:百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | | | 純資産 合計 |
|-----------------|--------|-----------|------------------|-----------------|-------------------|-----------|-------------|-------------|------------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | 株主資本 合計 | |
| | | 資本 準備金 | その他 資本 剰余金 | 資本剰 余金 合計 | その他利益剰余金 | | | 利益剰余金 合計 | | |
| | | | | | 高速道路 事業 積立金 | 別途 積立金 | 繰越利益 剰余金 | | | |
| 2006年3月31日残高 | 65,000 | 65,000 | - | 65,000 | - | - | 12,567 | 12,567 | 142,567 | 142,567 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | | | |
| 固定資産評価額等の調整(注1) | | | 6,650 | 6,650 | | | | | 6,650 | 6,650 |
| 高速道路事業積立金(注2) | | | | | 11,084 | | 11,084 | - | - | - |
| 別途積立金(注2) | | | | | | 1,482 | 1,482 | - | - | - |
| 当期純利益 | | | | | | | 8,011 | 8,011 | 8,011 | 8,011 |
| 事業年度中の変動額合計 | - | - | 6,650 | 6,650 | 11,084 | 1,482 | 4,556 | 8,011 | 14,661 | 14,661 |
| 2007年3月31日残高 | 65,000 | 65,000 | 6,650 | 71,650 | 11,084 | 1,482 | 8,011 | 20,579 | 157,229 | 157,229 |

(注) 1. その他資本剰余金の変動額は、当社成立時に日本道路公団より承継した固定資産他評価額等の調整によるものであります。

2. 高速道路事業積立金、別途積立金の積立は、平成18年6月27日の定時株主総会における利益処分項目であります。

個別注記表

1. 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - 一 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）によっております。
 - (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
仕掛道路資産
個別法による原価法によっております。
なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。
また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。
商品、原材料、貯蔵品
主として最終仕入原価法による原価法によっております。
 - 二 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
構築物 7～50年
機械及び装置 5～17年
また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。
 - (2) 無形固定資産
定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
 - 三 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
 - (3) 引継道路施設撤去引当金
一般有料道路の国等への引継ぎに伴う将来の施設撤去等の支払に備えるため、当事業年度末における所要額を見積り計上しております。
なお、国等への引継ぎに伴う施設撤去工事が終了したため、当事業年度末における残高はありません。
 - (4) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金
ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、合理的見積り方法によって今後判明すると見込まれる被害額を計上しております。
 - (5) 回数券払戻引当金
利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しております。
 - (6) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
なお、執行役員に対する退職給付を含んでおり、その計上基準は役員退職慰労引当金と同様であります。
 - (7) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
 - (8) ETCマイレージサービス引当金
ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。
 - (9) カードポイントサービス引当金
カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当事業年度末における将来の使用見込額を計上しております。
なお、当事業年度においては、ポイントの利用実績が発生していないため、当事業年度末における残高はありません。

四 収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

道路資産完成高の計上には工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

五 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

ただし、前事業年度に計上されていたものについては、社債の償還期限までの期間又は3年のいずれか短い期間で均等償却しております。

(2) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。

(4) 当事業年度より会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）に基づいて計算書類を作成しております。

六 重要な会計処理の変更

(1) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

従来「資本の部」の合計に相当する金額は157,229百万円であります。

(2) 繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い

当事業年度より、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号）を適用しております。

これによる経常利益、税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、前事業年度において繰延資産に含めておりました道路建設関係社債発行差金148百万円は、当事業年度から道路建設関係社債から控除して表示しております。

(3) 金融商品に関する会計基準

当事業年度より、改正後の「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第10号）を適用しております。

これによる経常利益、税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(4) 企業結合に係る会計基準等

当事業年度より、「企業結合に係る会計基準（企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書）」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号）並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第10号）を適用しています。

七 表示方法の変更

(貸借対照表)

流動資産の「前払消費税」は、前事業年度までは「その他流動資産」に含めて表示しておりましたが、当事業年度において重要性が増したため、区分掲記しました。

なお、前事業年度における「前払消費税」は、8,383百万円であります。

(損益計算書)

営業外収益の「原因者負担収入」は、前事業年度まで営業外収益の「雑収入」に含めて表示しておりましたが、当事業年度において重要性が増したため、区分掲記しました。

なお、前事業年度における「原因者負担収入」は、402百万円であります。

3. 貸借対照表に関する注記

一 担保に供している資産及び担保に係る債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、総財産を道路建設関係社債264,289百万円（額面額265,000百万円）の担保に供しております。

二 保証債務

下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、（独）日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く）に係る債務については、（独）日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して債務を負っております。

| | |
|--------------------|----------------|
| (独)日本高速道路保有・債務返済機構 | 10,083,127 百万円 |
| 東日本高速道路(株) | 55,076 百万円 |
| 西日本高速道路(株) | 862 百万円 |
| 合計 | 10,139,065 百万円 |

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を（独）日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

日本道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く）については、（独）日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して債務を負っております。

| | |
|--------------------|------------|
| (独)日本高速道路保有・債務返済機構 | 39,850 百万円 |
|--------------------|------------|

日本道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

| | |
|--------------------|------------|
| (独)日本高速道路保有・債務返済機構 | 17,843 百万円 |
|--------------------|------------|

なお、上記引き渡しにより、当事業年度で道路建設関係長期借入金が22,843百万円減少しております。

三 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

| | |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 629 百万円 |
| 短期金銭債務 | 3,036 百万円 |
| 長期金銭債務 | 1,802 百万円 |

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

| | |
|-----------------|------------|
| 営業収益 | 7,318 百万円 |
| 営業費用 | 25,446 百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 377 百万円 |

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の数

| | |
|------|---------------|
| 普通株式 | 130,000,000 株 |
|------|---------------|

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産

| | |
|--------------------|------------|
| 貸倒引当金 | 187 百万円 |
| 賞与引当金 | 570 百万円 |
| ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 | 228 百万円 |
| 退職給付引当金 | 18,738 百万円 |
| ETCマイレージサービス引当金 | 3,407 百万円 |
| その他 | 693 百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 23,825 百万円 |
| 評価性引当額 | 22,255 百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 1,570 百万円 |

繰延税金負債

| | |
|-----------|-----------|
| 還付事業税否認 | 249 百万円 |
| その他 | 35 百万円 |
| 繰延税金負債合計 | 285 百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | 1,285 百万円 |

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

一 リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

| | 取得原価相当額 | 減価償却累計額相当額 | 期末残高相当額 |
|-----------|---------|------------|---------|
| 工具、器具及び備品 | 589 百万円 | 233 百万円 | 355 百万円 |
| 合計 | 589 百万円 | 233 百万円 | 355 百万円 |

(注) 取得原価相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。

二 未経過リース料期末残高相当額

| | |
|------|---------|
| 1 年内 | 146 百万円 |
| 1 年超 | 208 百万円 |
| 合計 | 355 百万円 |

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。

三 支払リース料及び減価償却費相当額

| | |
|----------|---------|
| 支払リース料 | 156 百万円 |
| 減価償却費相当額 | 156 百万円 |

四 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

8. 道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額

| | |
|------|----------------|
| 1 年内 | 464,573 百万円 |
| 1 年超 | 20,772,469 百万円 |
| 合計 | 21,237,042 百万円 |

(注) 1. 当社及び(独)日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入 - 加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額 - 実績料金収入)が減算されることとなっております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

一 親会社及び法人主要株主等

| 属性 | 会社等の名称 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|---------------|-------------------|-------------------|----------------|----------------|---------------|-------------|---------------|
| 主要株主 (会社等) | 国土交通省 (国土交通大臣) | (被所有)直接 99.95% | 道路の新設等の 受託等 | 受託業務前受金の 受入 | 12,701 | 受託業務前 受金 | 988 |

(注) 1. 取引金額及び期末残高には消費税が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社及び国土交通省との間で、受託する道路の新設等の工事について協議の上、協定を締結しております。

二 兄弟会社等

| 属性 | 会社等の名称 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|--|--------------------------------|----------------|-------------------------|---------------------------|---------------|---------------------|---------------|
| 主要株主 (会社等) が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等 | (独)日本 高速道路保 有・債務返 済機構 | なし | 道路資産の借受 | 道路資産賃借料 の支払(注1) | 465,802 | 高速道路事 業営業未払 金 | 51,831 |
| | | | 債務の引渡及び 借入金の連帯債 務 | 債務の引渡及び 債務保証(注2) | 22,843 | - | - |
| | | | 借入金の連帯債 務 | 債務保証(注3) | 10,083,127 | - | - |
| | | | | 債務保証(注4) | 34,850 | - | - |
| | | | | 当社借入に対す る債務被保証(注 5) | 49,623 | - | - |
| 主要株主 (会社等) が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社 | 東日本高速 道路㈱ | なし | 借入金の連帯債 務 | 債務保証(注3) | 55,076 | - | - |
| | | | 借入金の連帯債 務 | 当社借入に対す る債務被保証(注 5) | 49,623 | - | - |
| | | | 料金収入等の精 算等 | 料金収入等の精 算金の支払(注 6) | 13,812 | 高速道路事 業営業未払 金 | 1,870 |
| 民営化に伴うETC 前受金の精算 | ETC前受金の精算 金の支払 | 11,171 | - | - | | | |
| 主要株主 (会社等) が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社 | 西日本高速 道路㈱ | なし | 借入金の連帯債 務 | 当社借入に対す る債務被保証(注 5) | 49,623 | - | - |
| | | | 民営化に伴うETC 前受金の精算 | ETC前受金の精算 金の支払 | 8,554 | - | - |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 当社及び(独)日本高速道路保有・債務返済機構との間の道路資産の貸付料を含む協定について、協議の上、締結しております。

2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕または災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、当社は、引き渡した債務のうち、5,000百万円については東日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して、17,843百万円については当社単独でそれぞれ債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

3. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、(独)日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)について、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

4. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕または災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、(独)日本高速道路保有・債務返済機構に前事業年度までに引き渡した額について、当社は、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

5. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、当社が日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く)に対して、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

6. 取引条件及び取引条件の決定方針等

相互の申し合わせにより、精算処理を行っております。

| | |
|-------------------|------------|
| 10. 一株当たり情報に関する注記 | |
| 一株当たり純資産額 | 1,209.46 円 |
| 一株当たり当期純利益金額 | 61.63 円 |

11. 重要な後発事象に関する注記

一 会社分割

当社の中央研究所は、東日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱及び当社における高速道路の管理及び建設に係る既往技術の改善、また新技術の調査・研究及び技術開発を行ってまいりましたが、東日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱及び当社は、高速道路技術の粋を集約し、高水準で効率的な調査・研究及び技術開発を共同で行うため、平成19年4月2日に、中央研究所を3社共有の会社とし、株式会社高速道路総合技術研究所として設立しました。

分割の概要

| | |
|--------------|--|
| 事業の内容 | 高速道路の管理及び建設に係る技術に関する調査、研究及び開発 |
| 事業規模 | 第2期運営費 4,853百万円 |
| 分割の形態 | 新設分割 |
| 分割会社の名称 | 株式会社高速道路総合技術研究所 |
| 資産、負債及び純資産の額 | 資産 2,041百万円 負債 23百万円 純資産 2,018百万円 |
| 従業員数 | 99名 |
| その他 | 株式会社高速道路総合技術研究所に対する東日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱及び当社の出資比率は、それぞれ1/3であります。 |

(注) 第2期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)運営費は、東日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱及び当社の負担額の合計であります。

二 社債の発行

当社は、以下の条件で普通社債(政府保証債)を発行しました。

| | |
|------|-----------------------------------|
| 区分 | 政府保証第13回中日本高速道路債券 |
| 発行総額 | 金200億円 |
| 利率 | 年1.7パーセント |
| 発行価額 | 額面100円につき金99円60銭 |
| 払込期日 | 平成19年5月21日 |
| 償還期日 | 平成29年5月19日 |
| 担保 | 一般担保 |
| 使途 | 高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金 |

なお、上記の社債に、以下の特約が付されております。

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、債券に係る債務が(独)日本高速道路保有・債務返済機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。

上記に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構の総財産についても、担保に供されることとしております。

上記の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

12. その他の注記

一 追加情報

国土交通省からの注意・是正文書(平成18年9月20日)を踏まえ、当社成立時に日本道路公団より承継された固定資産の一部の評価額等を当事業年度において6,650百万円(高速道路固定資産 建物75百万円、構築物1,557百万円、機械及び装置3,882百万円、車両及び運搬具 379百万円、工具、器具及び備品50百万円、土地0百万円、関連事業固定資産 構築物94百万円、土地 71百万円、建設仮勘定276百万円、その他 53百万円、各事業共用固定資産9百万円、その他固定資産113百万円、仕掛道路資産1,096百万円)を調整し、その他資本剰余金を同額増加させております。

これに伴う減価償却累計額の調整額120百万円は、当事業年度の特別損失に計上しております。

二 持分法損益等に関する注記

| | |
|--------------------|---------|
| 関連会社に対する投資の金額 | 325 百万円 |
| 持分法を適用した場合の投資の金額 | 532 百万円 |
| 持分法を適用した場合の投資利益の金額 | 202 百万円 |

三 退職給付に関する注記

採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

退職給付債務に関する事項

| | |
|-------------------------|------------|
| (1) 退職給付債務 | 68,058 百万円 |
| (2) 年金資産 | 22,837 百万円 |
| (3) 未積立退職給付債務(1) + (2) | 45,221 百万円 |
| (4) 未認識数理計算上の差異 | 1,218 百万円 |
| (5) 貸借対照表計上額純額(3) + (4) | 46,439 百万円 |
| (6) 前払年金費用 | - 百万円 |
| (7) 退職給付引当金(5) + (6) | 46,439 百万円 |

退職給付費用に関する事項

| | |
|---------------------------------|-----------|
| (1) 勤務費用(注) | 2,051 百万円 |
| (2) 利息費用 | 1,308 百万円 |
| (3) 期待運用収益 | 1,272 百万円 |
| (4) 数理計算上の差異の費用処理 | 133 百万円 |
| (5) 退職給付費用(1) + (2) + (3) + (4) | 1,954 百万円 |

(注) 厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除しております。

退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

| | |
|--------------------|---|
| (1) 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |
| (2) 割引率 | 2.0% |
| (3) 期待運用収益率 | 6.0% |
| (4) 数理計算上の差異の処理年数 | 15年 (各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。) |

四 企業結合等に関する注記

当社による事業譲受

企業結合の概要

| | |
|------------|--|
| 相手方の名称 | 財団法人道路サービス機構(現財団法人高速道路交流推進財団)及び財団法人ハイウェイ交流センター |
| 取得した事業の内容 | サービスエリア・パーキングエリアに関する営業用建物等の保有事業及び高速道路の高架下事業 |
| 企業結合を行った理由 | 主として、効率的なサービスエリア・パーキングエリア事業の実施のため |
| 企業結合日 | 平成18年4月1日 |
| 企業結合の法的形式 | 事業譲受 |
| 企業結合後の名称 | 中日本高速道路株式会社 |
| 取得した議決権比率 | — |

計算書類に含まれている取得した事業の業績の期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

取得した事業の取得原価及びその内訳

(ア) 取得した事業の取得原価

12,842 百万円

(イ) 取得原価の内訳

全て現金によっております。

企業結合日に受入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(ア) 資産の額 15,593 百万円

(主な内訳)

道路休憩所建物 12,568 百万円

共用施設負担金 1,837 百万円

構築物他 1,187 百万円

(イ) 負債の額 2,664 百万円

(主な内訳)

長期借入金 2,578 百万円

預り保証金 86 百万円

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成19年5月31日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員

業務執行社員 公認会計士 秦 博文 ㊞

指 定 社 員

業務執行社員 公認会計士 谷口 定敏 ㊞

指 定 社 員

業務執行社員 公認会計士 平野 晃 ㊞

指 定 社 員

業務執行社員 公認会計士 小林 幸宏 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中日本高速道路株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2006年4月1日から2007年3月31日までの第2期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証しました。子会社については、子会社の取締役及び使用人と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討しました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2007年6月7日

中日本高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役 高橋 達治 (印)

常勤監査役(社外監査役) 西山 巍 (印)

社外監査役 川口 文夫 (印)

社外監査役 石塚 博司 (印)

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

1,299,999個

(当社における議決権の数は、100株(1単位)につき1個であります。)

2. 議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

当社としましては、高速道路事業に係る利益に関しては、将来の道路資産賃借料の確実な支払いを始めとする的確な事業運営に備えるために積み立てる(高速道路事業積立金)とともに、関連事業に係る利益に関しては、経営基盤の確立に向けた資本充実と今後の大規模投資に備えるために積み立てる(別途積立金)ことが必要であると認識しております。

したがって、当期の期末配当金につきましては、無配当とさせていただきたく、株主の皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【剰余金の処分に関する事項】

(単位:円)

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

| | |
|-----------|---------------|
| 高速道路事業積立金 | 6,174,183,403 |
| 別途積立金 | 1,837,461,978 |

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

| | |
|---------|---------------|
| 繰越利益剰余金 | 8,011,645,381 |
|---------|---------------|

(注) 高速道路事業積立金及び別途積立金の取崩しを行う場合は株主総会の決議によります。

第2号議案 取締役1名選任の件

取締役別府正之助氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、改めて取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の西山巍氏は、取締役別府正之助氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任する取締役別府正之助氏の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者 番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴及び他の会社の代表状況 | 所有する当 社株式の数 |
|-----------|------------------------------------|--|----------------|
| 1 | にしやま たかし 西山 巍 (昭和17年11月18日生) | 昭和40年4月 トヨタ自動車工業 (現トヨタ自動車)株式会社 入社 平成2年2月 同 欧州事業部主査 平成3年8月 同 欧州事業部長 平成4年1月 同 欧州・アフリカ事業部長 平成6年1月 米国トヨタ自動車販売株式会社 上級副社長兼財務役 平成10年6月 株式会社東海理化電機製作所 常務取締役 平成13年6月 同 代表取締役専務取締役 平成18年6月 中日本高速道路株式会社 常勤監査役 現在に至る | 0株 |

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役西山巍氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、改めて監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者の別府正之助氏は、監査役西山巍氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任する監査役西山巍氏の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者 番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴及び他の会社の代表状況 | 所有する当 社株式の数 |
|-----------|-------------------------------------|--|----------------|
| 1 | べつぷ しよのすけ 別府 正之助 (昭和15年1月2日生) | 昭和33年4月 伊藤忠商事株式会社 入社 平成7年4月 同 監査部長 平成12年6月 同 常勤監査役 平成16年2月 日本道路公団参与 平成17年10月 中日本高速道路株式会社 常務取締役 現在に至る | 0株 |